

平成30年度 最終処分場維持管理状況 <法定事項:廃棄物処理法>

分類	項目		埋立数量(単位:t)												
	種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物の埋立量 (特管含む)	1	燃え殻	49.05	14.04	3.89										66.98
	2	汚泥		0.01											0.01
	3	廃油(タールピッチ類に限る)													0.00
	4	廃プラスチック類(石綿含有)	0.73	1.41											2.14
	5	紙くず													0.00
	6	木くず													0.00
	7	繊維くず													0.00
	8	動植物性残さ													0.00
	9	動物系固形不要物													0.00
	10	ゴムくず													0.00
	11	金属くず		0.01	0.05										0.06
	12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	0.05	0.08	0.01										0.14
	13	鉱さい	9.12	35.80	8.69										53.61
	14	がれき類(石綿含有)													0.00
	15	動物の死体													0.00
	16	ばいじん	11.89	5.78	2.89										20.56
	17	産業廃棄物を処分するために処理したもの													0.00
	18	廃石綿等[特別管理産業廃棄物]	0.21	0.08	1.58										1.87
	計		71.05	57.21	17.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		145.37	
水質検査結果	周縁地下水	地下水等検査項目、ダイオキシン類	別表1のとおり												
		電気伝導率、塩化物イオン	別表2のとおり												
	再利用水	排水基準等項目、ダイオキシン類	別表3のとおり												
埋立残余量	残余の埋立容量の測定(第2期埋立量 6,390.7㎡)		測定年月日 平成 30年 3月31日						測定結果 228m <sup>3</sup>						
点検と措置結果	擁壁等	点検月日	4月14日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月15日	11月16日	12月14日	1月16日			
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
	遮水工	点検月日	4月14日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月15日	11月16日	12月14日	1月16日			
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
	浸出水処理設備	点検月日	4月14日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月15日	11月16日	12月14日	1月16日			
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
導水管又は配管の防凍措置	点検月日	4月14日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月15日	11月16日	12月14日	1月16日				
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし				

※最終処分場の日常点検項目、地下水及び浸出水処理水の連続測定等の結果、処分場からの発生ガスの測定結果については、記録を弊社事務所に備え置き、求めに応じ、閲覧に供しています。(閲覧対応日時:営業日の午前9時～12時、午後1時～5時)

(別表1)

平成30年度 最終処分場 周縁地下水 水質検査結果  
(電気伝導率及び塩化物イオン濃度を除く)

項目(単位)		採取場所	上流側			下流側			基準値 <sup>1)</sup>
			埋立開始前	埋立開始後	埋立開始後	埋立開始前	埋立開始後	埋立開始後	
記録時の調査事項	採取年月日		平成26年9月17日	平成30年6月25日	平成30年10月16日	平成26年9月17日	平成30年6月25日	平成30年10月16日	
	採取時刻		9:00	14:51	10:51	13:00	15:00	10:07	
	天候		曇り	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	
	気温(°C)		15	19.5	17.0	18	19.5	17.0	
	水温(°C)		9.5	12.0	11.5	12.9	13.5	12.0	
検査結果取得日			平成26年10月22日	平成30年8月2日	平成30年10月23日	平成26年10月22日	平成30年8月2日	平成30年10月23日	
検査結果	地下水等検査項目	アルキル水銀 <sup>4)</sup> (mg/L)	検出されず		検出されず	検出されず		検出されず	検出されないこと
		総水銀(mg/L)	0.0005未満		0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満	0.0005以下
		カドミウム(mg/L)	0.001未満		0.001未満	0.001未満		0.001未満	0.003以下
		鉛(mg/L)	0.005未満		0.005未満	0.005未満		0.005未満	0.01以下
		六価クロム(mg/L)	0.02未満		0.04未満	0.02未満		0.04未満	0.05以下
		砒素(mg/L)	0.005未満		0.001未満	0.005未満		0.001未満	0.01以下
		全シアン <sup>5)</sup> (mg/L)	検出されず		検出されず	検出されず		検出されず	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル <sup>6)</sup> (mg/L)	検出されず		検出されず	検出されず		検出されず	検出されないこと
		トリクロロエチレン(mg/L)	0.002未満		0.002未満	0.002未満		0.002未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン(mg/L)	0.0005未満		0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満	0.01以下
		ジクロロメタン(mg/L)	0.002未満		0.002未満	0.002未満		0.002未満	0.02以下
		四塩化炭素(mg/L)	0.0002未満		0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.002以下
		1,2-ジクロロエタン(mg/L)	0.0004未満		0.0004未満	0.0004未満		0.0004未満	0.004以下
		1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	0.002未満		0.002未満	0.002未満		0.002未満	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	0.004未満		0.004未満	0.004未満		0.004未満	0.04以下 <sup>2)</sup>
		1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	0.0005未満		0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満	1以下
		1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	0.0006未満		0.0006未満	0.0006未満		0.0006未満	0.006以下
		1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	0.0002未満		0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.002以下
		チウラム(mg/L)	0.0006未満		0.0006未満	0.0006未満		0.0006未満	0.006以下
		シマジン(mg/L)	0.0003未満		0.0003未満	0.0003未満		0.0003未満	0.003以下
		チオベンカルブ(mg/L)	0.002未満		0.002未満	0.002未満		0.002未満	0.02以下
		ベンゼン(mg/L)	0.001未満		0.001未満	0.001未満		0.001未満	0.01以下
		セレン(mg/L)	0.002未満		0.002未満	0.002未満		0.002未満	0.01以下
		1,4-ジオキサン(mg/L)	0.005未満		0.005未満	0.005未満		0.005未満	0.05以下
		クロロエチレン(mg/L)	0.0002未満		0.0002未満	0.0002未満		0.0002未満	0.002以下
		ダイオキシン類 <sup>3)</sup> (pg-TEQ/L)		0.043	0.21		0.043	0.078	

- 1) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)における「地下水等検査項目」の基準を適用した。
- 2) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量。
- 3) ダイオキシン類については「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」に基づく環境基準を示した。
- 4) アルキル水銀の結果は、定量下限値(0.0005未満)であった。
- 5) 全シアンの結果は、定量下限値(0.1未満)であった。
- 6) ポリ塩化ビフェニルの結果は、定量下限値(0.0005未満)であった。

(別表2)

## 平成30年度 最終処分場周縁地下水の電気伝導率及び塩化物イオンに係る水質検査結果

<採取場所:上流>		埋立前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
記調 録査 事項の	採取年月日	平成26年9月17日	4月16日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月16日	11月16日	12月14日	1月16日		
	採取時刻	9:00	8:00	18:00	18:00	7:00	11:30	11:00	6:00	13:00	10:00	11:00		
	天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	雪		
	気温 (°C)	15.0	4.0	13.0	13.0	18.0	20.0	22.0	17.0	10.0	0.0	-3.0		
	水温 (°C)	9.5	10.2	11.7	11.4	16.8	10.4	11.3	10.2	9.4	8.4	8.5		
検査結果取得日		平成26年10月22日	4月16日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月16日	11月16日	12月14日	1月16日		
結検 果査	電気伝導率(EC) (mS/m)	16.7	31.2	26.0	21.0	29.7	25.2	32.6	22.8	20.3	18.5	13.0		
	塩化物イオン (mg/l)	14.0	21.0	18.4	16.4	16.8	23.0	9.0	8.8	11.0	10.8	7.8		
<採取場所:下流>		埋立前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
記調 録査 事項の	採取年月日	平成26年9月17日	4月16日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月16日	11月16日	12月14日	1月16日		
	採取時刻	13:00	8:00	18:00	18:00	7:00	11:30	11:00	6:00	13:00	10:00	11:00		
	天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	雪		
	気温 (°C)	18.0	4.0	13.0	13.0	18.0	20.0	22.0	17.0	10.0	0.0	-3.0		
	水温 (°C)	12.9	10.9	16.4	11.4	16.4	13.0	13.3	13.1	12.3	11.3	11.1		
検査結果取得日		平成26年10月22日	4月16日	5月15日	6月15日	7月16日	8月16日	9月15日	10月16日	11月16日	12月14日	1月16日		
結検 果査	電気伝導率(EC) (mS/m)	16.6	29.2	30.0	30.0	33.0	18.6	46.3	30.0	35.3	33.5	33.0		
	塩化物イオン (mg/l)	8.0	21.0	20.0	23.0	16.5	36.0	30.5	8.8	11.0	13.5	9.0		

(別表3)

## 平成30年度 再利用水 水質検査結果

項目(単位)		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	水質基準 <sup>1)</sup> (参考値)	
調査録 事項の	採取月日		4月20日	5月15日	6月29日	7月18日	8月16日	9月18日	9月18日	10月16日	11月15日	12月14日	1月16日				
	採取時刻		9:00	7:00	7:00	10:30	11:30	11:00	11:07	6:00	13:00	9:00	10:00				
	天候		晴れ	晴れ	雨	晴れ	雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	雪			
	気温 (°C)		10.6	13.0	18.0	18.0	20.0	16.0	16.0	17.0	11.0	0.0	-3.0				
	水温 (°C)		12.0	14.2	20.4	22.8	23.2	19.1	19.1	20.2	17.7	11.0	10.5				
検査結果取得日			5月2日	5月23日	7月10日	8月8日	8月29日	10月1日	10月5日	10月31日	11月27日	1月16日	1月31日				
検査結果	排水基準等項目	水素イオン濃度(pH)	—	6.1	7.0	6.6	6.1	6.6	7.4		7.6	7.2	6.8	6.4		5.8~8.6	
		生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)		0.5未満	2.5	1.6	0.5未満	0.5未満	1.4		1.4	2.1	1.0	0.6			20以下
		化学的酸素要求量(COD) (mg/l)		14	56	31	19	27	49		40	36	25	16			90以下
		窒素含有量 (mg/l)		93	120	63	67	79	92			58	61	39	27		120以下
		浮遊物質(SS) (mg/l)		4	2	6	2	8	4			1未満	2	2未満	1未満		10以下
		アルキル水銀化合物 <sup>3)</sup> (mg/l)									検出されず						検出されないこと
		水銀及びアルキル水銀化合物その他の水銀化合物 (mg/l)									0.0005未満						0.005以下
		カドミウム及びその化合物 (mg/l)									0.005未満						0.03以下
		鉛及びその化合物 (mg/l)									0.01未満						0.1以下
		有機炭化化合物 (mg/l)									0.01未満						1以下
		六価クロム化合物 (mg/l)									0.02未満						0.5以下
		砒素及びその化合物 (mg/l)									0.01未満						0.1以下
		シアン化合物 (mg/l)									0.1未満						1以下
		ポリ塩化ビフェニル (mg/l)									0.0005未満						0.003以下
		トリクロロエチレン (mg/l)									0.002未満						0.1以下
		テトラクロロエチレン (mg/l)									0.002未満						0.1以下
		ジクロロメタン (mg/l)									0.002未満						0.2以下
		四塩化炭素 (mg/l)									0.002未満						0.02以下
		1,2-ジクロロエタン (mg/l)									0.002未満						0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン (mg/l)									0.002未満						1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)									0.004未満						0.4以下
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)									0.002未満						3以下
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)									0.002未満						0.06以下
		1,3-ジクロロプロペン (mg/l)									0.002未満						0.02以下
		チウラム (mg/l)									0.006未満						0.06以下
		シマジン (mg/l)									0.0003未満						0.03以下
		チオベンカルブ (mg/l)									0.002未満						0.2以下
		ベンゼン (mg/l)									0.002未満						0.1以下
		セレン及びその化合物 (mg/l)									0.01未満						0.1以下
		ほう素及びその化合物 (mg/l)									4.9						50以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/l)									0.5未満						15以下
		アンモニア、アンモニウム化合物 (mg/l)									95						200以下
		亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)									1未満						5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) (mg/l)									1未満						30以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) (mg/l)									0.1未満						5以下		
フェノール類含有量 (mg/l)									0.1未満						3以下		
銅含有量 (mg/l)									0.1未満						2以下		
亜鉛含有量 (mg/l)									0.1未満						10以下		
溶解性鉄含有量 (mg/l)									0.1						10以下		
溶解性マンガン含有量 (mg/l)								2.5							10以下		
クロム含有量 (mg/l)									0.1未満						2以下		
大腸菌群数 (個/ml)									10未満						3000以下		
炭含有量 (mg/l)									0.21						8以下		
1,4-ジオキサン (mg/l)									0.05未満						0.5以下		
ダイオキシン類 <sup>2)</sup> (pg-TEQ/l)									0.00063						10以下		

1)水質基準は「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月 総理府・厚生省令第1号)における「排水基準等」を準用した。  
ただし、ダイオキシン類に適用した「水質基準」は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)による。  
なお、弊社最終処分場においては、放流水は発生せず、処理水は焼却施設の再利用水となることから、水質基準はあくまでも社内の参考値である。

2)ダイオキシン類については、毒性等量はWHO-TEF(2006)に基づいて算出し、検出下限以上の数値はそのまま、検出下限値未満の数値は0として算出した値である。

3)アルキル水銀化合物の結果は、定量下限値(0.0005未満)であった。